

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業実施方針 訂正表

ページ	区分	訂正前	訂正後	備考
2	第1 (6) 事業者の範囲	ア 施設整備・施設維持管理業務 (ク)備品等管理業務 イ 施設運営業務 <総務> (オ)領置事務支援業務(領置物保管, <u>その他領置金・ 購入物品管理システム入力</u>)	ア 施設整備・施設維持管理業務 (削除) イ 施設運営業務 <総務> (オ)領置事務支援業務(領置物保管, <u>領置金管理支 援, 購入物品管理支援</u>) (追加) (ク)備品・消耗品管理業務	
4	第1 (9) 事業者の収入	事業者は, 作業業務, 購買業務, 職員食堂運営業務 の実施により得られる収入を自らの収入とすることができ る。	事業者は, 購買業務, 職員食堂運営業務の実施によ り得られる収入を自らの収入とすることができる。	
4	第1 (11) 事業に必要と想定 される根拠法令等		(追加) <u>行政機関の保存する個人情報の保護に関する法律(平 成15年法律第58号)</u>	